



県章

# 山形県公報

平成28年10月14日（金）  
第2788号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…1127
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）…1128
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…1129
- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）… 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1130
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…1132
- 同……………（ 同 ）…1133
- 一般競争入札の公告……………（会 計 局）…1134
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（教 育 庁）…1135
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監 査 委 員）…1136

## 告 示

### 山形県告示第855号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成28年9月14日招集した山形県議会定例会は、同年10月5日閉会した。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第856号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
米沢市	米沢市立病院訪問看護ステーションつむぎ 米沢市相生町6番36号	訪 問 看 護	平成28. 9. 30

**山形県告示第857号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
米沢市	米沢市立病院訪問看護ステーションつむぎ 米沢市相生町6番36号	介護予防訪問看護	平成28. 9. 30

**山形県告示第858号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社トーク	株式会社トーク酒田営業所 酒田市こがね町一丁目12番地14B	福 祉 用 具 貸 与	平成28. 9. 27
株式会社トーク	株式会社トーク酒田営業所 酒田市こがね町一丁目12番地14B	特定福祉用具販売	同

**山形県告示第859号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社トーク	株式会社トーク酒田営業所 酒田市こがね町一丁目12番地14B	介護予防福祉用具 貸与	平成28. 9. 27
株式会社トーク	株式会社トーク酒田営業所 酒田市こがね町一丁目12番地14B	特定介護予防福祉 用具販売	同

**山形県告示第860号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社温海テック	温海ケアサービス 鶴岡市温海己107番地	福祉用具貸与	平成28. 9. 30
有限会社温海テック	温海ケアサービス 鶴岡市温海己107番地	特定福祉用具販売	同

**山形県告示第861号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社温海テック	温海ケアサービス 鶴岡市温海己107番地	介護予防福祉用具 貸与	平成28. 9. 30
有限会社温海テック	温海ケアサービス 鶴岡市温海己107番地	特定介護予防福祉 用具販売	同

**山形県告示第862号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
産婦人科・小児科三井病院	鶴岡市美咲町28番1号	平成28年11月1日から 平成31年10月31日まで

**山形県告示第863号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊佐沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	飯 澤 常 雄	長井市中伊佐沢2090番地

**山形県告示第864号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 貫見間沢線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字沼山字林中325番から 同 827番13まで	旧	23.0メートル ） 12.0	53メートル
同 上	新	24.4メートル ） 9.6	同 上

山形県告示第865号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字林中325番から  
同 827番13まで
- 3 供用開始の期日 平成28年10月14日

山形県告示第866号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び川西町役場において縦覧に供する。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第331号
- 2 指定の場所 東置賜郡川西町大字上小松字東陽寺2820番38番の一部、2820番39の一部
- 3 道路の現況 幅員 4.50メートル以上4.65メートル以下  
延長 4.02メートル
- 4 指定年月日 平成28年10月3日

山形県告示第867号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

〃 南支店	〃 本町二丁目6番 25号	〃 〃
〃 西支店	〃 みどり町32番61 号	〃 〃
〃 湯野浜支店	〃 湯野浜二丁目9 番1号	〃 〃
〃 美原町支店	〃 美原町29番35号	〃 〃

別表第5中

〃	大山支店	〃 大山二丁目23番32号	〃 〃
〃	東支店	〃 東原町1番38号	〃 〃
〃	藤島支店	〃 藤島字笹花61番地の1	〃 〃
〃	温海支店	〃 湯温海字甲269番地の2	〃 〃
〃	酒田支店	酒田市中町三丁目6番3号	〃 酒田中央支店
〃	錦町支店	鶴岡市錦町15番15号	〃 本店営業部
〃	文園支店	〃 文園町6番5号	〃 〃
〃	新斎町支店	〃 西新斎町9番20号	〃 〃
〃	戸野町支店	酒田市相生町一丁目3番19号	〃 酒田中央支店

を

〃	西支店	〃 みどり町32番61号	〃 〃
〃	西支店温海出張所	〃 湯温海甲269番地の2	〃 〃
〃	大山支店	〃 大山二丁目23番32号	〃 〃
〃	大山支店湯野浜出張所	〃 湯野浜二丁目9番1号	〃 〃
〃	錦町支店	〃 錦町15番15号	〃 〃
〃	美原町支店	〃 美原町29番35号	〃 〃
〃	文園支店	〃 文園町6番5号	〃 〃

に改める。

〃	藤島支店	〃	藤島字笹花61番地の1	〃	〃
〃	東支店	〃	東原町1番38号	〃	〃
〃	新斎町支店	〃	西新斎町9番20号	〃	〃
〃	酒田営業部	〃	酒田市中町三丁目6番3号	〃	酒田中央支店
〃	戸野町支店	〃	相生町一丁目3番19号	〃	〃

## 附 則

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成29年2月14日まで縦覧に供する。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ山形深町店・オートバックス山形深町  
山形市深町一丁目3番30号外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
仙南ハウス産業株式会社	宮城県柴田郡大河原町字新南34番地の5	八重樫 義 男
株式会社山形城南木材市場	山形市表蔵王60番地の1	安 部 政 昭

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
仙南ハウス産業株式会社	宮城県柴田郡大河原町字新南34番地の5	小 幡 敏 美
株式会社山形城南木材市場	山形市表蔵王60番地の1	安 部 政 昭

- 3 変更年月日

平成26年 3 月 3 日

4 届出年月日

平成28年 9 月 16 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年 2 月 14 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成29年 2 月 14 日まで縦覧に供する。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝中古市場山形南店  
山形市南館四丁目 1 番 1 号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
仙南ハウス産業株式会社	宮城県柴田郡大河原町字新南34番地の 5	八 重 樫 義 男

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
仙南ハウス産業株式会社	宮城県柴田郡大河原町字新南34番地の 5	小 幡 敏 美

3 変更年月日

平成26年 3 月 3 日

4 届出年月日

平成28年 9 月 16 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年 2 月 14 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報セキュリティクラウドに係る機器及びソフトウェアの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成28年11月24日（木） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
情報セキュリティクラウドに係る機器及びソフトウェア 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年1月31日（火）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の



2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成28年10月31日(月)午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Information cloud security system: 1

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. November 24, 2016

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2724

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立図書館情報システムに係る電子計算機等賃貸借サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立図書館企画課 山形市緑町一丁目2番36号 電話番号023(631)2523

3 落札者を決定した日 平成28年9月28日

4 落札者の名称及び所在地

富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号

5 落札金額 69,147,040円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年8月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県企業管理者から平成28年7月12日及び同年8月16日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成28年10月14日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
大阪事務所	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	事務手続の相互確認の強化、旅費精算サイクルの見直しを行うとともに、管理職員が定期的な支払状況確認を行うこととした。
酒田水道事務所	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を複数職員で確認することを徹底することとした。